

運行管理の重要性

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について、紹介しています。今月号では「まとめ(最終回)」として、I.マネジメントの大切さ、II.運行管理の実態、III.効率的な運行管理に対する考え方について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

これまでの連載テーマと紹介した運行管理者の業務

掲載号	連載テーマ	運行管理者の業務	貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条
2017年 8月号	過労運転の防止	ドライバーの休憩・睡眠施設の管理	第2号
		定められた勤務時間・乗務時間の範囲内の乗務割り当て	第3号
		疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	第4号の2
		長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	第5号
9月号	飲酒運転の防止	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	第4号
10月号		過積載防止・ 貨物の積載方法	第6号
11月号	点呼の実施	貨物の積載方法の指導・監督	第7号
12月号	ドライバーへの指導・監督	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	第8号
18年 1月号	乗務記録の管理・ 運行記録による記録	ドライバーに適性診断を受けさせる	第14号
		ドライバーごとの乗務記録	第14の2号
		運行記録計の管理・記録保存	第9号
2月号	事故の記録と保存	運行記録計による記録不能車の運転禁止	第10号
		事故の記録と保存	第11号
			第12号

出典:「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

【表】本連載で紹介したテーマと重大事故事例

連載テーマ	「各テーマのポイント」と「紹介した事故事例」	
過労運転の防止	ポイント	・改善基準告示を満たし、過労運転・居眠り運転を防止するためのマネジメントを確立(勤務シフトや健康状態を確認するためのコミュニケーションなど)
	事故事例	事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(重要調査対象事故)トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故(新潟県小千谷市)」
飲酒運転の防止	ポイント	・飲酒運転への処分強化や飲酒習慣を改善するサポート
	事故事例	国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度) [第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析(事故事例⑩ トラックの飲酒運転による多重衝突事故)」
過積載防止・ 貨物の積載方法	ポイント	・積載物の重量や積載方法を確認し、積載制限のルールを越えてしまう場合は許可を申請
	事故事例	国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成20年度) [第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析(重大事故⑩ トラックの山間部における横転火災事故)」
点呼の実施	ポイント	・安全を確保するためにドライバーやトラックの状態を確認、具体的な運行を指示
	事故事例	事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(特別重要調査対象事故)貨切バスの転落事故(長野県北佐久郡軽井沢町)」
ドライバーへの 指導・監督	ポイント	・指導・監督指針の全体像を正しく理解し、抜け漏れなく実施 ・ドライバーや自社の実態に応じた教育を、興味・関心を持てるように工夫
	事故事例	国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度) [第3分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析(重大事故⑧ コンテナセミトレーラの横転事故 その1)」
乗務記録の管理・ 運行記録による記録	ポイント	・記入漏れや項目不足が起こらないようにしっかり記録し、運転状況を踏まえて指導
	事故事例	事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(重要調査対象事故)トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故(静岡県富士宮市)」※1
事故の記録と保存	ポイント	・重大事故は適切に報告 ・4M分析で多角的に分析し、多重の再発防止策を実施
	事故事例	事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(特別重要調査対象事故)中型トラックの追突事故(広島県東広島市)」※2

※1:乗務記録により事故状況の把握や事故分析に寄与した事例として紹介

※2:多角的な事故分析手法(4M分析)の解説において紹介

出典:事業用自動車事故調査委員会Webページ(<http://www.mlit.go.jp/jidousha/anzen/jikochousa/report1.html>)および国土交通省Webページ(<http://www.mlit.go.jp/jidousha/anzen/03analysis/examination.html>)を基に東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I.事故の多くはドライバーだけの責任ではない

これまでの連載では、主要な運行管理者の業務それについて、事故事例を交えながら解説してきました【表】。いずれをみても、背景要因の1つに運行管理面があげられるケースばかりでした。重大事故の多くはドライバーだけに責任があるわけではなく、マネジメントにも問題があると考えられます。そのため、事故を未然に防止するためには、運行管理業務を着実に遂行し、レベルアップさせることが重要であるといえるでしょう。

II.運行管理の遂行が難しい実態も

一方で、運行管理を十分にできている事業者はどのくらいいるのでしょうか? 2016年度、関東運輸局が実施した監査では、監査実施件数679件のうち行政処分件数が547件となっており、約8割が行政処分を受けたことになります。また、それに係る違反事項でも「運行管理に関する項目」で約8割を占めています。これらの監査結果から運行管理業務の遂行が難しい実態が浮き彫りになります。

III.1つ1つの業務を関連付けると効率的

運行管理業務は、どのような考え方で捉えるのがよいでしょうか? ポイントは、運行管理の業務を1つ1つ分けて考えるのではなく、関連付けて考えることです。

例えば「点呼」の場では、「過労運転の防止」や「飲酒運転の防止」のために健康状態や酒気帯びの有無を確認します。また「ドライバーへの指導・監督」の場では、「事故の記録」や「運行記録」をもとに安全運転の指導を行うことで、リスク実態に応じた指導をする

ことができます。

ドライバー不足が社会問題化している中、運行管理者もハンドルを握らないと経営が成り立たないという声を聞くことがあります。そのような状況だからこそ、より効率的な運行管理が求められるのです。「安全運行が最優先」という観点で運行管理を全体俯瞰して、業務を効率化する工夫を取り組んでみましょう。